

長岡市公告第93号

簡易評価型プロポーザル方式による女性活躍応援プロジェクト企画・運営業務委託の実施について（公告）

簡易評価型プロポーザル方式による女性活躍応援プロジェクト企画・運営業務委託を実施するので、次のとおり公告します。

平成30年4月11日

長岡市長 磯田 達伸

1 実施方法

今回実施する簡易評価型プロポーザル方式による業務委託は、女性活躍応援プロジェクト企画・運営業務委託について、参加希望者に提案書の提出を求め、その提案を別に定める評価基準によって評価する方法により、最も適した提案者と契約するものです。

2 業務の概要

- (1) 業務名 女性活躍応援プロジェクト企画・運営業務
- (2) 実施期間 平成30年6月上旬（予定）から平成31年3月31日まで
- (3) 業務内容 女性の活躍を推進するための各種セミナーの開催、広報周知業務に関する次の内容について、企画、提案、広報、集客及び実施運営を含めた業務とする

ア 女性のエンパワーメントを目的としたセミナーの開催

女性が職場や地域で活躍していく上で必要となるスキルを身につけることができるセミナーを年間3回以上開催し、各セミナーの参加者が20人以上となる内容で実施すること。

（テーマ例：コミュニケーション、リーダーシップ、大人として身につけておきたいマナー、政治・経済の基本 など）

イ 男性向けセミナーの開催

職場や地域で女性の活躍を後押しするための男性向けセミナーを開催し、参加者が20名以上となる内容で実施すること。

（テーマ例：女性相手の円滑なコミュニケーション、女性の健康 など）

ウ 女性のための再就職準備セミナーの開催

再就職に向けて必要な考え方や実践的なノウハウを学ぶことができるセミナーを年間2回以上開催し、各回とも参加者が20名以上となる内容で実施すること。

エ 広報周知

効果的な広報媒体を用いた取り組みの周知を図ること。また、「長岡市女性活躍推進会議」等の各機関とも連携して幅広く事業周知を行うこと。

例：新聞などの出版メディア、テレビ、インターネット等の映像メディアなど

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとするものは、次のすべての要件に該当するものであることを要します。

- (1) 長岡市内に本社又は支店機能が所在する事業者であること。もしくは新潟県内を活動拠点とする団体であること。
- (2) 過去2年間の間に、女性の活躍支援に関するセミナーの開催実績があり、かつ、効果的なセミナー実施について企画立案、広報及び迅速な連絡体制が整備されていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) その役員に次のア又はイいずれかに該当するものがないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) この公告日以降に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) この公告の日以降に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

4 参加表明書の提出

当該プロポーザルに参加を希望する者は、平成30年4月18日（水曜日）午後5時までに「簡易評価型プロポーザル参加表明書」（第2号様式）を長岡市市民協働推進部人権・男女共同参画課に提出してください。

提出方法は、持参、郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。）、ファックス又は電子メールとします。

ただし、ファックス及び電子メールの場合は、必ず着信を確認してください。

5 質問書の受付及び回答

4により参加表明書を提出した者は、平成30年4月20日（金曜日）午後3時までには、当該プロポーザルについて、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」（第3号様式）により質問することができます。

質問に対しては、平成30年4月24日（火曜日）までに、参加表明書を提出した方全員に回答します。

6 提案書の提出について

当該プロポーザルの提案書は、次のとおり提出してください。

- (1) 提出期限 平成30年5月7日(月曜日)午後5時(必着)
- (2) 提出方法 4部を持参又は郵送(配達確認ができるものに限り、提出期限までに必着のこと。)
- (3) 提出場所 住所 〒940-0062
長岡市大手通2-2-6 ながおか市民センター2階
長岡市市民協働推進部人権・男女共同参画課
電話 0258-39-2746
FAX 0258-39-2747
e-mail will@city.nagaoka.lg.jp

7 提案を求める事項

- (1) 会社概要／団体概要
- ・社名または団体名
 - ・本社及び市内の支社、支店、営業所等の所在地／団体の場合、会員数
 - ・資本金／団体の場合、資産額
 - ・従業員数(本社及び支社、支店、営業所別)／団体の場合、会員数
- (2) 業務内容
過去2年間における女性の活躍支援に関するセミナー開催実績(任意様式)
- (3) 本業務の担当予定者の氏名
予定者が複数である場合は、主担当者を明示してください。
- (4) 本業務への取り組み体制
本業務への対応予定体制、本市からの指示・質問や来庁依頼等への応答体制
- (5) 取り組み方針や内容等
市内企業や地域における女性の活躍に関する現状や課題についての認識や考え方を明示してください。
また、当該事業の実施における目標値を定めて提案してください。
- (6) 貴社／貴団体のアピールポイント
- (7) 費用見積り
事業費見積額の算出根拠として、具体的に内容と経費(千円単位)を記載してください。
- (8) 業務スケジュール
各種セミナーの開催日程を明示してください。
- (9) 提案書の書式
- ・A4判横書きとします。用紙の使用は、縦・横を問わないが、文字の大きさは10ポイント以上とします。
 - ・表紙には、件名、日付、会社または団体名、担当者名、住所、電話番号、ファクス番号、電子メールアドレスを記載してください。

8 選考方法

本市職員で組織する選考委員会において、提案書の提出者かつヒアリングの参加者で、

次の全ての要件に該当する者の中から、提案書やヒアリングの内容、見積金額により総合的に選考し、最優秀者及び次点者を決定します。

- (1) 提案書の記述が要件を満たしていること。
- (2) 見積金額が予算額以内であること。
- (3) プレゼンテーションが規定時間内で完了していること。

9 選考結果通知

- (1) 選考結果は、参加者全員に通知します。
- (2) 不採用の通知を受けた方は、通知を受けた日から起算して2日以内にその理由の説明を書面で求めることができます。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により行います。

10 留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とします。
- (2) 提出された提案書は、返却しません。
- (3) 決定した事業者の提案書に記載した内容の著作権は、当市に無償・無条件で帰属するものとします。
- (4) 提案書に記載された内容については、原則として、提出後の内容変更を認めません。
- (5) 提出された参加資格確認申請書は、このプロポーザル以外の目的には使用しません。